

皆さん、ご注意ください!!

〈被害にあわないためのポイント〉

・水道課の職員は訪問販売をしていません。おかしいと思ったら、市役所（各支所）に確認しましょう。

・検査薬で水の色が変わっても、汚れと関係ない場合がほとんどです。

※もし契約してしまったも...

・訪問販売であれば、クーリング・オフ制度により、契約しても契約日から8日以内であれば無条件で解約することができます。

・既に工事が始まっていたり、商品を使ってしまってもクーリング・オフできます。

・払ったお金があれば返してもらえます。

・一部クーリング・オフできない商品等があります。

解約する旨を記載したハガキを、送ったという証拠が残るよう配達記録郵便で送ります。

この場合、送ったハガキのコピーをとっておきましょう。

○ハガキを発送した時点で解除の効力が発生するので、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。

○「解約したい」「クーリング・オフの方法を知りたい」という場合には、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

クーリング・オフの書き方の例 ハガキ（配達記録郵便で）

郵便はがき 〒□□□□□□ 代表取締役 ○○○○様	所在地 ○○○市○○○区○○○ 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○様
契約年月日 平成○○年○○月○○日 商品名 ○○○○ 契約金 ○○○○円 販売会社名 ○○○株式会社 台の契約を解除します。なお、支払済の金○○円を返金し商品を引き取って下さい。 平成○○年○○月○○日 住所(〒) ○○○ 氏名 ○○○ 印	契約解除通知書 クーリング・オフ期間内の消印有効

債権回収会社と類似の名前をかたつた業者による架空の債権の請求にご注意ください

悪質な業者が、「法務大臣の許可した債権回収会社」の名前又は類似の名前をかたつた、「債権譲渡を受けた」などとして架空の債権を請求するケースについての相談・情報が、法務局や消費生活センター、警察などに数多く寄せられています。

このような請求を受けた場合は次のように対処しましょう。

1. 心当たりのないものは支払う必要はありません。請求には応じないようにしましょう。
2. 通知業者には、一切連絡しないようにしましょう。
3. 架空の請求は、犯罪の可能性があります。最寄りの警察にも相談してください。
4. 法務大臣の許可した債権回収会社でなければ、債権管理回収業を営むことができません。
5. 法務大臣の許可した債権回収会社が、出会い系サイト、アダルトサイト、ソーシャルメディアの利用料を請求することはありません。また、請求書で、担当者の連絡先として携帯電話を指定したり、個人名義の口座を回収金の振込先とすることはありませんし、携帯メールでいきなり請求することもありません。
6. 法務省が、債権回収業者に依頼することはありません。

問い合わせ先

新潟地方法務局 人権擁護課
☎025-222-1563



新潟大学トキ野生復帰プロジェクト 地域交流懇談会のお知らせ

日時 9月30日(木) 午後7時～9時
会場 トキ交流会館会議室

講演 新潟大学農学部 本間航介 助教授

「佐渡の里山・棚田をどういかしていくか」

問い合わせ先

新潟大学 トキ野生復帰プロジェクト事務局
(小佐渡ハウス) ☎22-3885

にいがた女と男フェスティバル ワークショップ募集

新潟県女性財団では、12月に開催する「にいがた女と男フェスティバル」に参加するワークショップを募集します。

男女平等社会推進のためのネットワークづくりをしませんか？ワークショップの持ち方は自由です。たくさんのお応募をお待ちしています。

実施日

・ワークショップ
12月5日(日) 午前10時～12時

・パネル展示

11月29日(月)～12月5日(日)

会場 新潟ユニゾンプラザ

申し込み締め切り 9月17日(金)必着

申し込み・問い合わせ先

財団法人 新潟県女性財団
☎025-285-6610
FAX 025-285-6630